

と しょ かん
図書館
だより

にし はら ちょう りつ と しょ かん
第66号 西原町立図書館

TEL.944-4996 FAX.944-4997
Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp



図書館カレンダー

4月 April						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

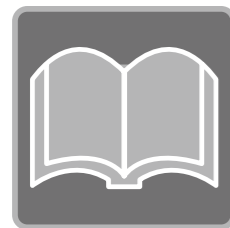
開館日
【火～金】
午前10時～午後7時
【土・日】
午前10時～午後5時
■は休館日です。

5月 May						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

休館日
まいしゅうげつようび
毎週月曜日
かんないせいりび
館内整理日 (第3木曜日)

五月休館日
3日 憲法記念日
4日 みどりの日
5日 こどもの日
6日 3日の振替休日

四月休館日
29日 昭和の日



2010・第52回 「こどもの読書週間」 4月16日(金)～5月19日(水)

今年の標語:『たんけんしたいな 本の森』



子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとるの願いから、「こどもの読書週間」は、1959年(昭和34年)に誕生しました。もともとは、5月5日の「こどもの日」を中心とした2週間(5月1日～14日)でしたが、子どもの読書への関心の高まりを受けて、「子ども読書年」である2000年より現在の4月23日(世界日本の日・子ども読書の日)～5月12日に期間を延長しました。「こどもの読書週間」は年々大きな盛り上がりを見せています。

幼少の時から書物に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物ごとを正しく判断する力をつけておくことが、子どもたちにとってどんな大切なことか……。子どもに読書を勧めるだけでなく、大人にとってこどもの読書の大切さを考えるとき、それが「こどもの読書週間」です。この機会にご家族で図書館に足をはこんでいただき、本との出会いや手にとって見るよろこびを体感してください。

図書館では、4月16日(金)から5月19日(水)までの間、資料展を行います。親子で楽しく読んでみませんか。

「こどもの読書週間」に関する資料展

期間: 4月16日(金)～5月19日(水)
場所: 閲覧室カウンター前
作品: 約300点

紙芝居 上演のお知らせ

〈毎月第1、第3土曜日〉

日時: 4月3日(土)、17日(土) 午前10時30分
場所: おはなしのへや

おはなし会のお知らせ

日時: 4月4日(日)、18日(日) 午後2時
場所: おはなしのへや 〈毎月第2、第4日曜日〉

上映会のお知らせ

〈毎月第3日曜日〉

日時: 4月18日(日) 午前11時～
場所: 町立図書館 2階集会室
上映作品: 「ジャングル大帝3」

利用者カード 更新手続きのお知らせ

現在ご利用中の「利用者カード」は、4月1日以降、更新手続きが必要です。「利用者カード」を持参の上、更新手続きをして下さい。

(更新手続きに必要なもの)



■町民の場合(一般、中高生)

①住所、氏名が確認できるもの

免許証、保険証、学生証、住民票(発行日から3ヶ月以内)など

→いずれもない場合は3ヶ月以内に発行された本人名義の公共料金明細書(手書き不可)。



■小学生の場合(①または②)

※琉大附属小は、在籍証明書も必要です。

- ①年賀状などの郵便物(6ヶ月以内)でも可。
- ②保険証のコピー(名前と住所が確認できるようにコピーしてください。)



■在勤者の場合

(運転免許証+①または②)

- ①社員証
- ②保険証(記載されている事業所の住所が西原町外の場合、在勤証明書が必要です)



■在学者の場合

(運転免許証+①または②)

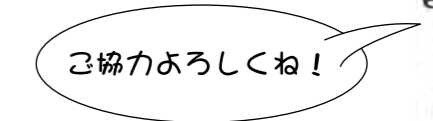
- ①学生証(在籍期間が記載されているもの)
- ②在籍期間の記載が無い場合は、在学証明書が必要です。

※【勤務証明書と在学証明書の様式は、西原町立図書館ホームページからのダウンロードも可能です。】



■家族分まとめての更新

保険証や住民票など、家族分の名前と現住所が確認できるものをお持ちの方は、まとめて更新することができます。



共有名義の固定資産共有者にも課税内容を通知します

平成22年度から、固定資産を共有している共有者の方にも、土地及び家屋の固定資産税納税通知書(課税内容)を送付します。

土地及び家屋を、複数の方で共有される場合は、共有者全員が納税義務者(連帯納税義務といいますが)となりますが、平成21年度までは、宛名を「A 外〇名」(Aが代表者の方、〇名はそれ以外の共有者の人数)とし、納税通知書(納付書)を代表者の方のみ送付していました。

平成22年度より、納税通知書(納付書)は従来どおり共有代表者に送付するほか、すべての共有者にも税額、納期限、土地家屋の評価額等をご確認いただくため固定資産税納税通知書(課税内容)を送付することになりました。

※固定資産税納税通知書(課税内容)での納税は出来ません。

(例) 固定資産をAさん・Bさんの二人で共有しておりAさんが共有代表者の場合

平成21年度まで
Aさん→Aさん外1名で納付書を送付
Bさん→通知なし

平成22年度より
Aさん→Aさん外1名で納付書を送付
Bさん→固定資産税納税通知書(課税内容)を送付

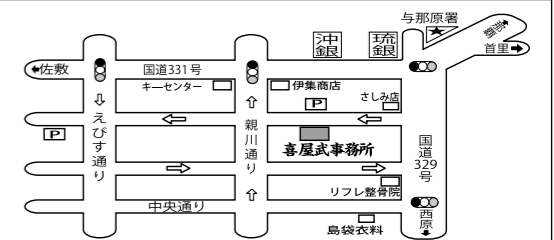
お問い合わせ先/税務課 固定資産税係
☎ 945-4729

借金解決

一人で悩まずにまずはご相談を!
初回相談は無料です。(要予約)

司法書士喜屋武事務所

与那原町与那原606番地 営業時間:平日AM9:00~PM6:00 (債務整理おきなわ.com)



フリーダイヤル サイム ナクソナー!
0120-36-7930